

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

数値から分かる 2024 年度中国知的財産出願及び登録状況

Topic-2

数値から分かる 2024 年度中国知的財産司法保護状況

Topic-3

最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2024 年）の発表

Topic-4

中国特許審査指南改正意見募集稿の公表

数値から分かる 2024 年度中国知的財産出願及び登録状況

2024 年 4 月 26 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、「2024 年中国知識産権保護状況」を発表し、保護効果、制度建設、文化建設、審査登録及び国際協力の 5 つの部分に分けて中国での知財保護状況を纏めた。

以下は、審査登録部分の公式データに基づき、2024 年度の知的財産権主要分野（特許・実用新案・意匠・商標・著作権）の状況を整理した内容である。

（一）専利（発明特許、実用新案、意匠）

・登録件数及び有効件数

類型	登録件数 / 有効件数	前年比変化
特許登録	104.5 万件	+13.5%
実用新案登録	201.0 万件	-3.9%
意匠登録	64.3 万件	+0.8%
発明特許有効件数（2024 年末まで）	568.9 万件	+14.0%
国内の有効件数：475.6 万件		

・国際出願

類型	出願件数	前年比変化
特許協力条約（PCT）出願	7.47 万件	+1.2%
	国内出願人による提出：6.93 万件	+0.8%
ハーグ協定の意匠出願	4868 件	+29.5%

・拒絶査定不服審判

請求件数 9.71 万件、前年比-8.5%。

	件数	割合
特許	9.00 万件	92.7%
実用新案	0.57 万件	5.9%
意匠	0.14 万件	1.4%

・無効審判請求

受理件数 9091 件、前年比 +4.0%。

	件数	割合
特許	1837 件	20.2%
実用新案	3887 件	42.8%
意匠	3367 件	37.0%

(二) 商標

・登録データ

新規商標登録件数：478.1 万件（前年比+9.1%）

有効登録商標総数：4977.7 万件（前年比+7.9%）

・マドリッド協定議定書に基づく国際出願

中国出願人による国際出願：7039 件（前年比+13.6%）

中国出願人による国際商標有効登録累計：6.08 万件

外国出願人による中国指定国際出願：1.99 万件（1 商標多区分）・異議申立

異議申立件数：12.19 万件（前年比+5.99%）

(三) 著作権

著作権登録件数 1063.06 万件（前年比+19.13%）

そのなか、

作品著作权登録：780.3 万件（前年比+21.39%）

コンピュータソフトウェア著作権登録：282.72 万件（前年比+13.31%）

著作権質権設定登記：432 件（前年比+5.11%）

2024 年中国知識産権保護状況の内容は、CNIPA の公式サイトにて確認可能

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/26/art_91_199385.html

Topic-2

数値から分かる 2024 年度中国知的財産司法保護状況

中国最高人民法院は 2025 年 4 月 21 日に、「中国法院知的財産権司法保護状況（2024）」を公表した。2024 年全国の人民法院にて一審、二審、再審などの知的財産権類の新規受理件数は 529370 件で、審理完了案件は 543911 件（既存案件を含む。以下同じ）であった。

【民事事件】

2024 年全国の人民法院にて新規受理の知的財産民事一審案件数は 449923 件で、前年比 2.65%減であった。新規受理の専利（特許+実用新案+意匠）案件が 44255 件（前年比 1.02%減）、商標案件が 124918 件（前年比 4.95%減）、著作権案件が 247149 件（前年比 1.8%減）、技術契約案件が 8320 件（前年比 28.16%増）、競争関連案件が 10567 件（前年比 3.29%増）、その他の案件が 14714 件（前年比 16.53%減）であった。（図 1 参照）

新規受理の知的財産民事二審案件数は 30486 件（前年比 18.08%減）であった。

（単位：件）

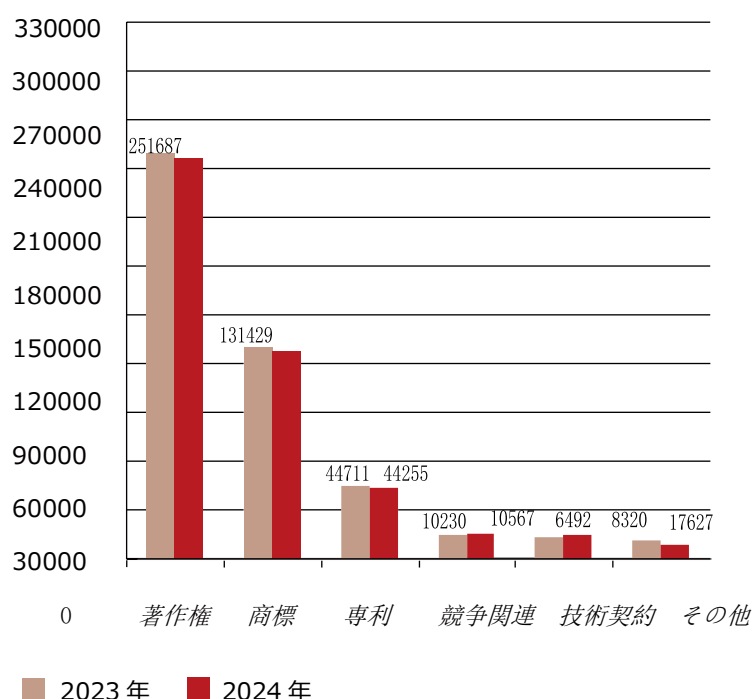


図 1 2024 年全国法院新規受理知財民事一審案件の前年比

【行政案件】

2024年全国の人民法院にて新規受理の知的財産行政一審事件数は20849件（前年比1.29%増）であった。新規受理の専利（特許＋実用新案＋意匠）案件が1679件（前年比15.63%減）、商標案件が19130件（前年比3.08%増）、著作権案件が9件（2023年比2件減）、その他案件が31件（前年比29.17%増）であった。（図2、図3参照）。

全国の人民法院にて新規受理の知的財産行政二審事件数は11666件（前年比16.04%増）であった。そのなか、原判決維持9420件（84.75%）、原判決変更1091件（9.35%）、差戻し審2件、訴訟取り下げ207件、調停成立が4件、その他150件であった。

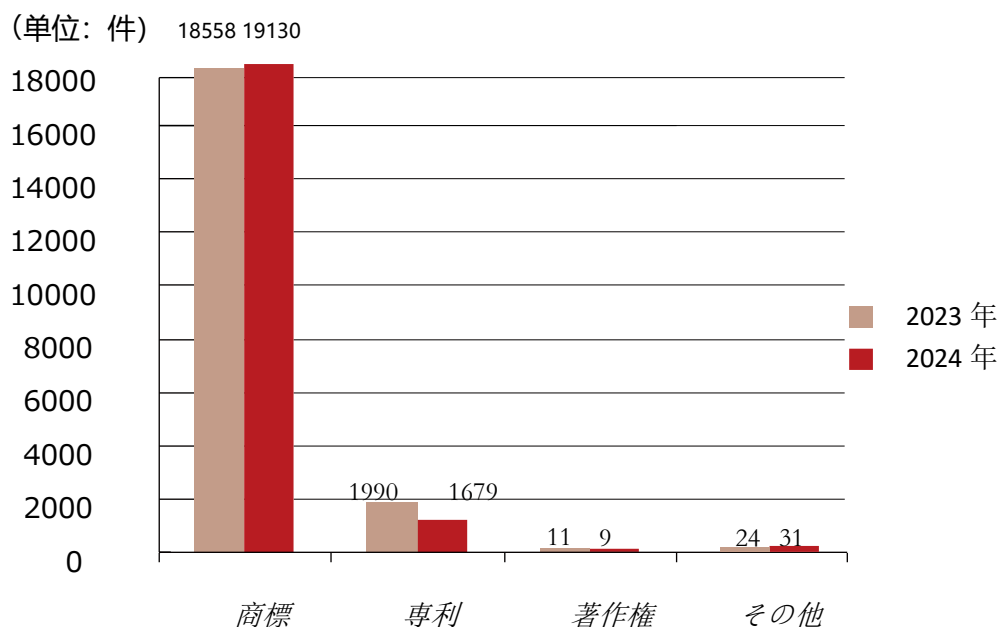


図2 2024年全国法院新規受理知財行政一審案件の前年比

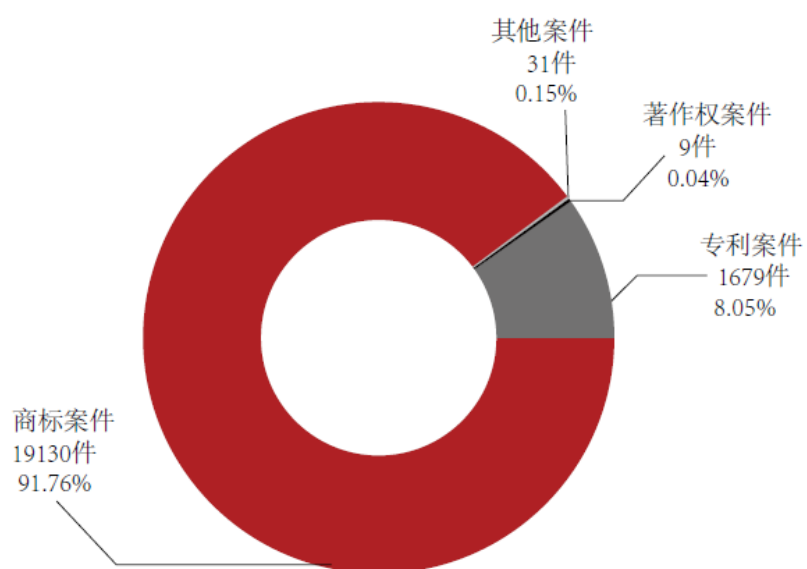


図3 2024年全国人民法院新規受理知財行政一審案件の類型および件数

出所：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/462891.html>

2025 年 4 月 26 日、中国最高人民法院知識産権法廷は、「最高人民法院知識産権法廷年度報告(2024)」を発表した。以下は付録にある各種統計データを紹介する。

【案件の基本データ】

2024 年には、技術関連知的財産権案件及び独占禁止案件を 6229 件受理（内訳：新規受理 3015 件、既存案件 3214 件）し、2023 年より受理件数が 19.9%減少した。



図 1 2024 年法廷審理案件概況

【案件の平均審理期間】

2024 年に審理完了の実体案件の平均審理期間は 253.9 日間で、前年比 11.5 日間短縮された。うち、民事二審実体案件は 254.1 日間、行政二審実体案件は 253.3 日間となった。



図 2 2024 年法廷審理期間

【民事案件の分類データ】

2024 年に新規受理した民事二審実体案件は 1289 件で、うち特許等専利権紛争 753 件、コンピュータソフトウェア紛争 264 件、植物新品種紛争 164 件、独占禁止関連紛争 42 件、集積回路関連紛争 1 件、その他の紛争 65 件が含まれる。

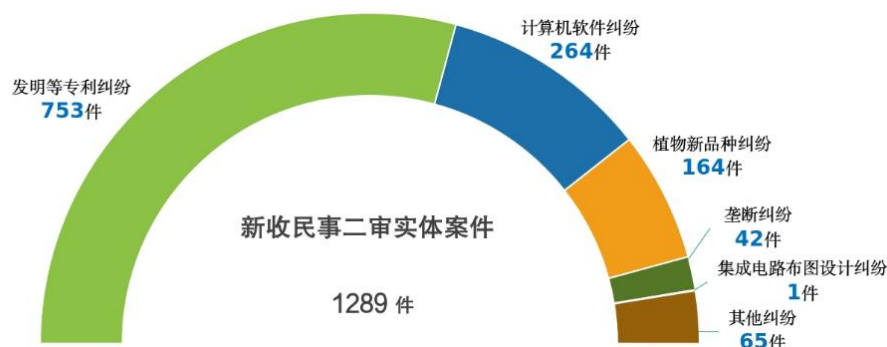


図3 2024 年法廷新規民事二審実体案件の分類

【行政案件の分類データ】

2024 年に新規受理した二審実体案件は 1366 件で、うち特許出願拒絶査定不服審判行政紛争 253 件、特許権無効審判行政紛争 401 件、実用新案出願拒絶査定不服審判行政紛争 28 件、実用新案権無効審判行政紛争 372 件、意匠出願拒絶査定不服審判行政紛争 2 件、意匠権無効審判行政紛争 240 件、植物新品種行政紛争 4 件が含まれる。

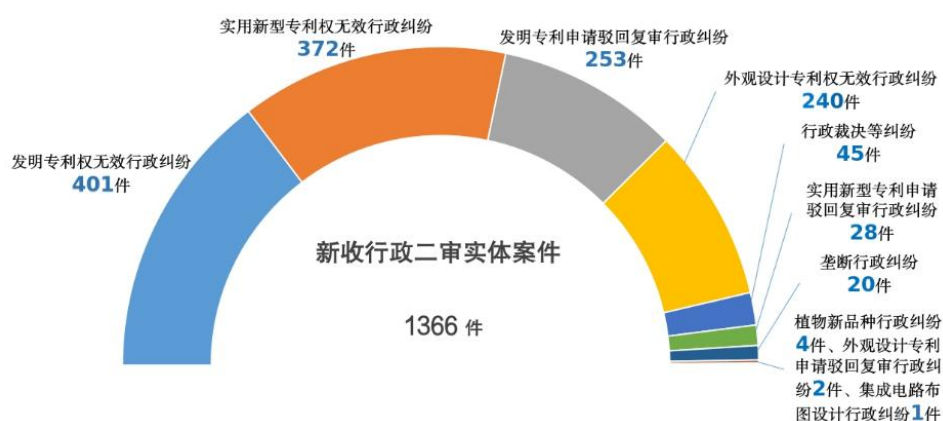


図4 2024 年法廷新規行政二審実体案件の分類

【結案方式データ】

2024 年に結案件数は 4213 件で、原審判決維持結案が 2294 件（54.5%）、訴え取下げ結案が 974 件（23.1%）、調停（民事調停調書発行）結案が 227 件（5.4%）、差戻し再審結案が 2 件（0.05%）、原審判決逆転結案が 700 件（16.6%）、その他の方式による結案が 16 件（0.4%）であった。



図5 2024 年法廷結案方式

2024 年に審理完了の 2476 件の民事二審実体案件において、原審判決維持結案が 890 件（35.9%）、訴え取下げ結案が 774 件（31.3%）、調停方式結案が 227 件（9.2%）、差戻し再審結案が 2 件（0.1%）、原審判決逆転結案が 578 件（23.3%）（※権利効力変更・大量権利行使案件の裁判基準統一等による判決逆転案件を除いた後の判決逆転率は 9.8%）、その他の方式による結案が 5 件（0.2%）であった。



図6 2024 年法廷民事二審実体案件結案方式

2024 年に審理完了の 1349 件の行政二審実体案件において、原審判決維持結案が 1127 件（83.5%）、訴え取下げ結案が 130 件（9.6%）、原因判決逆転結案が 92 件（逆転率 6.8%）、差し戻し再審結案は 0 件であった。



図 7 2024 年法廷行政二審実体案件結案方式

【涉外・香港マカオ台湾関連案件の状況】

2024 年に新規受理した涉外・香港マカオ台湾関連案件は 488 件（前年比 0.41%減少）で、全新規受理案件の 16.2%を占めた。うち涉外案件 437 件（14.5%）、香港マカオ台湾関連案件 51 件（1.7%）；民事案件 248 件、行政案件 240 件。審理完了の涉外・香港マカオ台湾関連案件は 425 件（前年比 8.7%増加）で、結案総数の 10.1%を占めた。



図 8 2024 年法廷涉外・香港マカオ台湾関連案件

出所：<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4233.html>

最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2024 年）の発表

2025 年 4 月 26 日に、最高人民法院知識産権法廷は、最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2024 年）を発表した。計 157 件の裁判要旨には、専利権にかかる案件は以下の通りである。

【専利権付与・無効にかかる訴訟】

1. 公序良俗に反する祭祀用品関連発明への特許付与不適格
2. 実用新案登録保護対象の認定基準
3. ビジネス方法関連発明の専利適格性の総合的判断
4. 無効審判口頭審理手続における除くクレーム補正の可能性
5. 「クレームに対しての更なる限定」補正方式の解釈指針
6. クレームの明らかな誤記の改正に対しての認定
7. パラメータ限定製品クレームの明細書の開示十分性判断
8. サポート要件の判断基準
9. 引用関係を有するクレームのサポート要件判断
10. 自社定義製品型番を含むクレームの明確性判断
11. 同一表現・用語解釈とクレーム保護範囲明確性の関係性
12. 第三者漏洩に基づく新規性喪失例外適用際の起算点特定
13. 医療機器製品クレームにおける用途特徴の新規性・進歩性判断への影響
14. 発明の技術課題特定時の技術効果の認定
15. 「課題提起」と先行技術示唆の関連性分析
16. 技術問題発見と改良動機形成の因果関係認定
17. 技術発展経緯が改良動機・技術示唆に及ぼす影響の評価
18. 発明の技術課題と最も近い先行技術との関連性が改良動機認定に及ぼす影響
19. 進歩性評価における結合示唆の合理性判断
20. 進歩性評価における逆示唆認定の判断要素
21. 技術的選択肢が限定された状況下での進歩性判断
22. 漢方薬組成物発明の進歩性判断基準
23. 進歩性評価における位置限定と機能適応関係との総合的考量
24. 進歩性評価時の後知恵バイアス排除のための判断プロトコル
25. 要素省略発明の進歩性評価基準

- 26. EC プラットフォーム関連製品が先行技術・先行設計になるか否かの認定及び立証責任
- 27. 美的感覚を有する新規意匠の認定基準
- 28. 意匠権と先行商標権の抵触判断基準
- 29. 意匠中の文字表記の違法性認定基準
- 30. 保護対象意匠の明確表示要件判断
- 31. 公開権限改正可能コミュニティサイト掲載内容が先行設計になるか否かの認定及び意匠製品の種類確定
- 32. 意匠の組合せ示唆の合理性認定基準
- 33. 製品内部デザイン特徴の組合せ可能性判断
- 34. 秘密保持審査義務違反の判断基準
- 35. 外国へ出願する際の秘密保持審査義務の認定範囲
- 36. 専利出願拒絶査定不服審判決定における「参考文献」導入の手続適法性判断
- 37. 他手続で無効宣告済み専利に関する無効行政紛争処理方針
- 38. 分割出願の行政処理方法

【専利権帰属・侵害にかかる訴訟】

- 39. 特許侵害訴訟におけるソフトウェア技術事実の判断
- 40. 立入検査不能時の被疑侵害技術案の立証責任
- 41. 方法クレームの技術的特徴の区分基準
- 42. 複数の発明目的併存時のクレーム解釈指針
- 43. 異なる技術経路を採用する技術案が特許権保護範囲に属するか否かの認定
- 44. 製造公差を考慮した特許侵害判断基準
- 45. クレーム補正が侵害判定に及ぼす影響評価
- 46. 特許法上の「使用行為」の認定基準
- 47. 特許侵害紛争における侵害幫助の認定要件
- 48. 製造者の保守・修理行為の法的性質認定
- 49. 納品が発明特許仮保護期間を跨ぐ際の責任認定
- 50. 関連事件間の侵害判断時の整合性考慮
- 51. 先行技術抗弁における数値限定技術特徴の認定
- 52. 特許権・実用新案権侵害事件における意匠権による先行技術抗弁の審査
- 53. 抵触出願抗弁（拡大先願）の審査要領
- 54. 合法的出所抗弁の主観的要件の転換

55. 被疑侵害の最終製品生産者による合法的出所抗弁の認定
56. 権利侵害部品使用の受託生産者による合法的出所抗弁の認定
57. 特許侵害損害賠償の算定期間の特定
58. 侵害利益に基づく賠償額算定時の立証責任分配
59. 関連案件の情報開示を拒否する場合の不誠実訴訟認定
60. 同一の生産者が複数の侵害訴訟において侵害差止請求された際の処理
61. 侵害紛争中対象特許が無効された時の鑑定費用負担基準
62. 権利者が同一の生産者、異なる販売者に対し複数訴訟を提起した場合の賠償額算定要素
63. 同一被告継続的侵害への重複訴訟認定及び懲罰的賠償適用時点
64. 特許権消滅後の差止判決効力処理
65. 履行条件付判決及び履行遅延期間の利息算定基準
66. 無効審決後の判決執行の処理方針
67. 契約違反の特許出願の権利帰属認定
68. 他者非公開技術資料による出願者の権利取得不適格性
69. 別途提起した権利帰属訴訟費用負担基準
70. 発明者記載順序の認定基準
71. 発明者表示権の確定要件
72. 発明者報酬算定基準
73. 非侵害確認訴訟と過誤通知による損害賠償との併合審理認定
74. クレーム補正未報告時の法的対応
75. 鑑定意見の審査評価基準
76. 悪意ある知財訴訟提起及び賠償責任範囲の認定
77. クレームの補正が医薬品特許リンケージ事件審理に及ぼす影響
78. 後発医薬品技術変更が特許リンケージ事件に及ぼす影響
79. 特許情報登録前の第一類声明提出処理方針
80. 先発医薬品の技術案が特許権保護範囲外であることの立証責任

最高人民法院知識産権法廷裁判要旨（2024 年）全文は、最高人民法院の公式サイトにて確認可能

<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4234.html>

中国特許審査指南改正意見募集稿の公表

2025 年 4 月 30 日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、「特許審査指南改正意見募集稿」を公表しました。CNIPA の改正説明により、今回の審査指南改正内容は主に以下の通りである。

【初歩審査の部分】

1. 願書の記載

発明者全体の身元情報を記載すること

2. 優先権主張

親出願が優先権主張有の場合、分割出願の際も優先権主張の記載が必要である。

【実体審査の部分】

1. 植物品種権で保護できない育種素材にも特許を付与することが可能となる

2. 同様の発明創造についての処理

出願人の声明に基づき、同日に提出された出願が同一の発明に関するものであるか否かを判断する
出願の処理方式として、発明専利権が付与される前に、取得済みの実用新案専利権を放棄する必要がある、そうしないと発明専利出願は拒絶される。

3. 進歩性の評価について

技術的課題の解決に寄与しない技術的特徴は、請求項に記載されても、通常、技術案の進歩性に影響を与えることはない。

（今回の改正は、出願書類の記載と進歩性の審査において注意すべき問題をさらに明確化したのみで、進歩性を評価する方法と考え方に変化はない。進歩性を評価する際、請求項に限定されている技術案の全体を考慮するべき。）

4. AI 関連発明について

- 専利法第 5 条に基づく審査

アルゴリズムの特徴又はビジネスモデル及び方法的特徴を含む特許出願について、法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる内容が含まれる場合、例えば、データ収集、タグ管理、ルール設定、推奨規則などが、法律、公平・正義に違反するか、又は偏見や差別を含む場合、専利法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特許権が付与されない。

法律規定違反と社会道徳違反の審査例が新設された。

- 進歩性審査の規範をさらに明確化

下記の 2 つの審査例が追加された。

「船舶の数を識別する方法」

「廃鋼鉄の等級分類用のニューラルネットワークモデルを構築する方法」

- 明細書の開示要件について

(1) 十分な開示に関する記載要件の追加

人工知能モデルの構築やトレーニングに係る場合、通常、明細書には、モデルに必要なモジュール、レイヤー又は接続関係、トレーニングに必要な具体的なステップ、パラメータなどを明瞭に記載する必要がある。人工知能モデルやアルゴリズムを具体的な領域や場面に適用する場合には、当業者が明細書に記載されている内容に基づき当該発明の解決案を実現することができるように、通常、明細書には、モデルやアルゴリズムが具体的な領域や場面とどのように結合するのか、アルゴリズムやモデルの入出力データがどのように設定されその内在的な関連関係を示すのかなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。

(2) 十分な開示の要件を満たすか否かの審査例の追加

審査指南第二部分第九章第六節に、第 6.3.3 節が新設され、下記の 2 つの審査例が追加される。

「人の顔の特徴を生成するための方法」

「生体情報により癌を予測する方法」

5. ビットストリームを含む発明特許出願の審査に関する規定

審査指南第二部分第九章に、第 7 節「ビットストリームを含む発明特許出願の審査に関する規定」が新規追加される。

主な内容として次のものが含まれる。

1. ビットストリームを含む発明特許出願の保護客体に対しての審査
2. ビットストリームを含む発明特許出願の明細書の記載要件の明確化
3. ビットストリームを含む発明特許出願の特許請求の範囲の記載要件の明確化

【その他の部分】

1. 配列表に係る特許出願の明細書の割増料計算について

所定の様式に従って提出されるコンピュータ読取可能な形式の配列表については、頁数を数えないものとする。但し、紙媒体で提出する場合、配列表の頁数に基づいて計算される。

2. 審決の構成について

審査決定書は、通常、審査決定の書誌的事項、法的根拠、決定の要点、経緯、決定の理由及び結論からなる。但し、事件の事情に応じて簡素化又は省略することができる。

3. 無効審判請求人の適格について

無効審判請求の提出は、請求人の真の意思表示ではない場合、不受理にされる。

4. 無効審判手続における「一事不再理」の原則について

専利権について審決を下した後に、また同一又は実質的に同一の理由や証拠により無効審判請求を提出した場合には、受理しない。

例えば、無効審判の理由又は証拠は、形式的に簡単な調整や変更がされただけで、法律事実上、実質的に同一である場合も「一事不再理」の原則により規制される範疇に属する。

5. 無効審判手続における補正書類の提出について

無効審判手続においても、請求の範囲を補正する際、「全文の差替頁及び補正対照表を提出する」方式を採用すべき。同一の無効審判手続において、複数の補正書類が提出された場合、最後に提出された補正書類を審査書類とし、その他の補正書類は放棄されたものとみなす。

6. 費用の返還について

下記の場合に該当する場合、「専利局が自発的に費用を返還する」から、「当事者が返還を請求できる」に調整される。

(1) 専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に、専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された場合、当事者は、納付した実体審査費に対して返還請求を提出することができる。

(2) 当事者は、専利権の終了後、或いは専利権全部無効旨の審決の公告後に納付した年金に対して返還請求を提出することができる。

(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復を許可しない旨の決定を下した場合、当事者は、納付した権利回復請求費及び関連費用に対して返還請求を提出することができる。

7. 審査の順序の多様化

さらに、快速審査が追加される。国家レベルの知的財産権保護センター又は快速維権センターによる予備審査に合格した後に提出された特許出願については、快速審査に関する規定を満たしていれば、快速審査を受けることができる。

8. 特許権の期間補償計算における合理的な遅延について

拒絶査定不服審判の手続において特許出願書類が補正されたことがないが、請求人が陳述した新たな理由又は提出した新たな証拠に基づき拒絶査定を取り消す場合は、実施細則に規定する合理的な遅延に該当する。

新たな理由又は新たな証拠とは、これらの理由又は証拠を出願人が実体審査手続において提出しなかったもの、即ち、当該理由が拒絶査定が下される前に主張されたことのないものをいい、当該証拠が拒絶査定が下される前に提出されたことのものをいう。

審査指南改正意見募集稿全文（中国語又は日本語）：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_75_199472.html

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html>